

前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(登録の申請)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>第11条第4項</u>に規定する器具の明細を記載した書類</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第4条第1項の申請書若しくは同条第2項の規定により添付する書類若しくは図面について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>第11条第1項、第2項及び第4項</u>の規定のいずれかに違反した者</p> <p>2 省略 (浄化槽保守点検業者の遵守義務等)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>浄化槽保守点検業者は、市規則で定めるところにより、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 <u>浄化槽保守点検業者は、第1項、第2項及び前項の規定のいずれかに抵触することとなったときは、その事実が発生した日から2週間以内に当該各項の規定に適合させるため必要な措置を執らなければならない。</u></p> <p>6～9 省略 (罰則)</p> <p>第19条 省略</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第11条第5項</u>の規定に違反して措置を執らなかった者</p> <p>(2) <u>第11条第6項</u>の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者</p> <p>(3)～(5) 省略</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>第11条第3項</u>に規定する器具の明細を記載した書類</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第4条第1項の申請書若しくは同条第2項の規定により添付する書類若しくは図面について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>第11条第1項から第3項までの規定</u>のいずれかに違反した者</p> <p>2 省略 (浄化槽保守点検業者の遵守義務等)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 <u>浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触することとなったときは、その事実が発生した日から2週間以内に当該各項の規定に適合させるため必要な措置を執らなければならない。</u></p> <p>5～8 省略 (罰則)</p> <p>第19条 省略</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第11条第4項</u>の規定に違反して措置を執らなかった者</p> <p>(2) <u>第11条第5項</u>の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者</p> <p>(3)～(5) 省略</p>